いものである。

ところで、ここで私が申しし述べたい事はこれらの多くの措置の中にも沖縄戦における一般戦争犠牲者に対し未だに援護の手がさしのべられていないことだ。ただ、軍の要請に基いて戦斗に協力した人々は遺家族援護法において準軍人軍属として扱われている。これは当然の措置といえよう。だが直接戦斗にこそ協力することはできなかったが、郷土防衛のために、最後の勝利のために、作戦遂行を妨げないように協力したのではなかったか、をのために傷つき、そのために死んだのではなかったのか、ごの措置が講ぜられていないということが大きな不均衡でなくして何であろううか。因みに未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律一六一号）ではソビエト祉会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土地域等に居た一部邦人にさえ特別未帰還者として、死亡した者には葬祭料（同法第十六条、第二十五条）、遺骨引取経費（同法第十七条）、傷病者には療養給付（同法第十八条）、障害一時金（同法第二十六条）等の措置があり、又引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律一〇九号）においては引揚前若しくは引揚後死亡した者にさえ遺族給付金（同法八条）支給の措置がなされている。よってこれらの趣旨が、特殊地域における特殊事情による措置というならば、沖縄における島ぐるみ戦争において、傷病を受け又は死亡した一般犠牲者はむしろそれ以上であってそれ以下ではない筈だ。

それでは古山に眠る数万の柱、閣議決定に基いて本土又は台湾への疎開途中、海没した千余（学童を含めて）の霊は、岩の中から、海の底から、何といっているだろうか、全く浮ぶ瀬もあるまい。

あれから十有余年、何としても今がこれらの措置をする時節ではなかろうか、その事については、現行の戦傷病者戦没者遺家族等援護法（昭和二十七年法律一二七号）の中でその措置を講ずるか、或るいは若しこれらが戦斗協力者として準軍属に含めることが無理と解釈するならば，沖縄地域における一般戦争犠牲者に対する特別措置として、別個に立法してもよいだろう。

それは立法技術に俟つものとしておいて、必然的にその措置な講ずべきではなかろうか。勿論その対象とする数が大きく幾多の財政的困難はあろうが、それをなすことによってこそ、真の国家補償の精神は確立されるものと信ずるのである。

なおそのためには我が沖縄の全遺族（全遺族即ち全住民）から盛り上るところの声が聞えなければならない筈だ。そしてその声を我が立法院、援護諸団体、社会福祉団体等が、強く本土政府に訴えるべきではなかろうか。

援護事務の促進について

（援護事務機構の検討）

恩給係長　　平良　真義

援護事務が開始されてから今年で六ケ年目である。その処理実績は六十%弱であり、まだ四十%の未処理事務を抱えている他、沖縄戦生存者の復員処理、及びこれに伴う未払給与事務等がまだ着手されず残されている現状である。

援護事務全体から見ると漸く峠を越したと云うのが実態である。この進捗度は、本土府県庁の実績と比較して特に遜色はない。沖縄が決戦場となったゝめ沢山の犠牲者を出し、すべての資料が烏有に帰した上に、行政が分離された等の特殊事情があった事を考慮するならば例え牛歩であったにしろ、肯定されるであろう。

然し乍ら、事務担当者として、斯の様な特殊事情に甘んじ現状を是認しているものでは決してない。戦争犠牲者である全受給者に対し、一日も早く援護措置を講じ戦災による責苦から救援しなければならない。これが私共の念願である。ごの願からして、援護事務は、なお急速に処理されなければならないものと痛感する。

勿論、援後事務は複雑多岐であり，莫大な戦域を有し乍ら敗戦を迎えた。その始末は一朝一夕に処理出来るものではない。本土でさえ莫大な機構を以て、終戦当初からその処理に当ってきたが、今なお、多数の未処理事務を抱えているのが実情である。然し、あの、

呪うべき敗戦から既に十四ケ年も経てきた。これ以上戦争犠牲者に対する援護の実施を遅延させてはならない。特に戦斗協力により死没した遺家族援護の時効を来年三月末に控え更に援護金受給者についても、後一ケ年余を余すのみである。これ等の事に思い至るときその処理は、愈々速急に処理されなければならないものと痛感する次第である。現状の事務進捗度からすると、時効内における処理は不可能かと予想され多数の受給者洩れを生ずる虞れがあり、憂慮されるのである。そこで先づ、現状の進捗度を更に昂める必要があり、今こそ援護事務の在り方について検討を要する時期にきているのではないかと思う。

援護課は現在、七十五人の職員を擁し、其の下部として政府六割補助による援護事務主任職員、八十九人が各市町村に配置され事務処理に当っている。諸援護、恩給金は、各受給者の請求を俟って、処理されるのが建前であるが、当地の現状は、殆んど各市町村職員により書類の作製がなされ、請求書類として欠く事の出来ない戸籍謄抄本の整備浄書までその手を煩わしている状態である。斯る状態が、事務促進上の一大ブレーキとなっている。結局援護課が如何に強化整備されても肝心の市町村から請求書類が送られて来ない限り、事務の促進は斗られない訳であり、市町村の強化が急務である。市町村に於ける障害の除去及び隘路の打解については、従前から関係各機関の協力を得、その善処に務めている訳であるが、現状は、前述のとおりで一進一退を続けている次第である。その原因は種々挙げられるが、先ず受給者自体に積極性がなく、天下り式に役所でやって呉れるだろうとの安易な考えに因ることも見逃せない障害になっている。

具体例を挙げれば、戸籍整備のため行う訂正の裁判手続きや，同順位者間の総代者適任の調整等でも遺族が積極的に動けば解決がつく事である。それを時効が差迫ってから一時に申出てくるので、役所の窓口が混乱を招く結果となるのは当然である。援護、恩給業務を含め、戦争の処理事務は関係者のみの責任でなく、全住民の責任において、一人の洩れもなく、救援するのが至当であろう。次に事務機構についても、改革の余地なしとしない。前述したように、各市町村に窓口を設けてあるが、市町村といっても、特に戦後沖縄の市町村にあっては、基地接収による移動分散に伴い、戸籍事務上いわゆる地域差が甚しく、一律一様でない事は云うまでもない。従ってそれに即応する機構の確立が必要である。地区別研究会を強化し市町村間の連絡会議で移牒処理の完全を図る等、管轄単位を市町村から地区ブロツク組織に拡げ、更に全島に及ばすような連携方式を執ることが望ましいと考える。この事は単に移牒事務のみならず、該当者の把握の上でも、効果を斉す事が期待できる。

然らば、どの程度のブロック単位が適当であるか、北部地区に例をとれば国頭村を中心に東村、大宜味村で一ブロック、本部町を中心に上本部村、今帰仁村、伊江村とし、名護町を中心に屋部村、羽地村、屋我地村、恩納村とし、金武村を中心に久志村、宜野座村、として北部地区に四ブロックを置いて、それぞれの地域単位で援護恩給事務を執ることはどうか。北部、中部、南部についても、人口及び転入転出関係等を勘案して、前述のように区分するものとする。現在全島三地区に分けて月一回の割で研修会を持っているが、殆ど事務連絡の範囲を出ない程度の各会である。市町村係職員のやり方如何によっては、現状の研修会でも、効果をあげることが出来ると考えられる。又市町村の事務処理状況を鬼るに職員の能力による個人差があって、例えば或る村では請求可能なものの処理を終え、公報待ちの状態であるが、他の村では、援護、恩給等請求事務が山積し常にその処理に追われ勝な混乱状態のとごろもあるのが実情であり、この場合政府職員を出張させ応援処理させているのである。ごれを地区ブロックにおいて、地区単位で処理すれば均衡がとれるし、前述のような地域差もなくなるものと思う。地区研修会に企画性をもたす所在の一つである。その他にも、種々方策はあらうが、繰り返して云えば結局援後事務の処理は全島戦場と化した沖縄の戦争処理は生き残った全住民の責務であり、住民全体の協力が絶対に必要であり、誠実に履行すぺき義務の一つであると考える。各位の積極的な協力を切望して拙稿を了したい。

遺族援護事務を担当して

援護課主事　宮里政林

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基いて一部門を担当していますが根本的な法の問題に触れることは私の分野、でないから、年金及弔慰金のことについて、概念的に申述べたいと思います。

今次支那事変及大東亜戦争に於いて、戦災により戦死、戦病死戦傷死した者の遺族に対し、日本政府が国家保障の観点からこれ等遺家族に扶助しようと云うのが、法のねらいであります。過去五、六年の間援護関係については充分認識され、請求事務についても全琉市町村の援護係職員は親身になって挺身努力していることは今更云々する必要もないとは思いますが、順序として前置きをする必要があるかと思ひますが、一言触れさせて頂きます。

私の担当している援護係は、調査係と密接なつながりを持っています。先づ簡単に言えば、戦争で戦災によって死んだのであるか、又は公務に関係する病気によって死んだのであるか、の身分をハツキリするために調査しなければならない。調査の結果調査票を作成して、日本政府へ送付し、これが認められて始めて（審査の結果）死亡公報（告知書）が発行される。この死亡公報を貰うまでの事務を担当しているのがいわゆる調査係の仕事となっています。

扨て身分がハツキリ決ると公報が発行され、交付と同時に戸籍が抹消されるわけでありますから、いよいよ年金、弔慰金の請求が始るわけであります。これがいわゆる援護係の仕事であります。

年金弔慰金についての規定規則は余りに細部に亘るので、紙数の制限もあることとて、著述の余裕を持ちませんが、誰でもわかっていたゞきたい点だけを概略つまんで述べたいと思います。

先づ死亡公報受理と同時に、抹消された戸籍謄本を基にして、市町村の援護係職員は遺族の年金及弔慰金の受給権者を調査し、請求書を作成するのでありますが、ここであらかじめことわっておきたいことは、請求はあくまで遺族から手続を取るのが原則になっています。年金弔慰金請求書（以下請求書と云う）は、各市町村から一応私の係に進達されるのでありますが、いづれも受付日附印を押して受付簿に登才され同時に請求書の審査が始められます。

私の係（即ち琉球政府）で押した受付日附印は日本政府から委託されたものでありますから、日本政府で受付けたものと同然であります。時効の発生の終結点、つまり時効の日はこの日附印を押された日を把握すればいいわけであります。

ここでいうところの審査は、書類上の不備はないか、と云うことで不備がなければ那覇駐在の日本政府南方連絡事務所（以下南連と云う）へ送付し、更に南連から日本厚生省へ進達され、厚生省では直ちに法規に従って審査し、決定するわけであります。この経路を辿って年金弔慰金の裁定を得て又逆のコースで遺族の手に、弔慰金は国債として、年金は証書として渡るまでには早いもので三ケ月遅いものは六ヶ月以上もかゝる場合があります。

戦災のため戸籍が焼失しているので、登才されるべき人が落ちていたり、戦死者の妻が再婚したり、父母が亡くなっているのに生きたようになっている等、戦後の混沌とした沖縄の現状ではどこの市町村にも年金弔慰金を裁定される条件には、幾多の難関があり隘路があるのであります。改氏名、住所変更、紛失による再発行、事故訂正、誤裁定、他府県在住者（在籍者）関係受給権調査（日本政府より依頼されるもの）其他請求はしたが長い間保留になったり、書類の不備で返戻になったり、却下（援護法に該当しないこと）されたりするのがありますがその処理解決、その他附随した事務がいろいろあるわけであります。（改氏名住所変更、紛失による再発行等は一九五六年、六月に工務交通局へ移管）

長い間保留になっているものについては、遺族の非難の的になっていますが、日本政府が決定権を握っている関係上、又どういう理由で保留になっているか、再三理由照会をしても要領得ない点が多々あるので、板狭みになって困る時もあります。これは先づいいとしても、却下される分については遺族の心情察するに余りあるものがあります。空襲、爆弾、魚雷と戦争は我等の宿命であり、老幼男女の別なく、明日の希望も余儀なく破綻され

ていった。一家の支柱を失い、頼る我が子を空の果てに消え失せて、ひたすら護国の奉公を念じてしいたげられた一切のものはすべて国家への犠牲であった。年金弔慰金位のはした金を貰ったとてその苦痛には換えがたいとグチをこぼす遺族もいる。

今や年金弔慰金の処理は、全琉で八一%（三〇、九〇七）を裁定されているとは云うものの、戦斗協力者を含めた対象件数は、これから発行されるものが遂次増加するのでありますから、各市町村の係職員は勿論、外郭団体希くば全住民も我々とタイアップして絶大なる御援助と御協力を要望する次第であります。

老婆心ではありますが、即ち五七年八月から戦協事務が開始され、来年（五九年）三月三十一日で時効によって権利が消威するので、これが処理には急ピッチを上げて推進しなければならないことは論を待たないことであります。

遺族も、各関係者も、一件必決主義で皆が協カし努力しなければ或は時効に抵触するものも出ないとも限らない？と、憂うるものであります。遺族自ら請求するのが法の原則になっていますから市町村役所にしろ政府職員であっても責任の転かは出来ないと敢えて註言しておきたいと思います。

一九五八年五月末現在、遺族及び戦傷病者に支払われている金額は二十二億四千余万円（Ｂ円）になっています。

一九五三年に援護事務が開始され、今日まで、日本政府や絶大なる援助の下、遺族の扶助の仕事に当り、その一端を預ることは責任は重且大であり又意義深いものがあると誇りとも恐縮ともつかないものがあります。

市町村から送られてきた書類の一つひとつを丹念に審査したこれ等のものがいよいよ国債なり、年金証書なり、或は裁定通知書の形に変って屈く時など我が事のようにうれしくて堪りません。

その時の私達職員は笑いとほゝえみのハシヤギで何事も振り捨てて、市町村への送付振り割りをしている。時々新聞社の方からキャメラにキャッチされる場合もあるけれども又女子職員は又市町村へ交付するために出張を命じられるので、喜びが二つ重なるわけでもあります。

援護関係の職員が駐日事務所に駐在するようになったのは、今年（五八年）四月でありますが、遅きに失したとは思うけれども、その実現を見たことは喜ばしいごとであり、これは偏へに援護課長の努力の証さであることを思い、併せて充分に活躍し効果を上げて質貰うことを念じ、益々完璧を期せんと意を新にするものであります。

住所不明で請求できないもの約八〇〇件（柱）戸籍が不備で請求出来ないもの、戦斗協力者でこれから公報（該当者名簿）が発行せられるものの中で、以上のケースのものが時効の対象になるわけでありますが、最善の努力を尽くし万遺漏ないようにしたいと思います。

最後に、日本政府厚生省の度々の直々の指導を仰ぎ特別の御詮議に対しましては、喪心より感謝の意を表明すると共に遺族連合会、及沖縄傷痍軍人会、其他各種関係団体の惜しまざる御援助、御協力に対しましては衷心より感謝する次第であります。

一人の洩れもなく完全に援護法の恩典に浴し、以って初期の目的を達成するよう努力し念願する次第であります。

紙数の足りないことと、表現のつたなさのため言い尽くし得ないことを釈明します。

戦　跡　を　訪　へ　ば

援護課　　知　念　澄　枝

地形かわれどみどり一面の岬のはてに真陽うけてたつ慰霊碑白し
還らざる子を偲ぶ母かあたらしきおくつき聖む十三年忌
海鳥のひくゝ群れとぶ荒磯に立てば同胞を悼む潮騒ひゞく
青草の茂みにたてる魂魄の塔詣でる人のどの顔も暗く
道とへば農夫の指さす岡のなだり木立のはざまに光る碑を見し
夕光は慰霊碑の面にかゞるへり限なき悲愁を包みてかへる

岬を抱く海は薄暮にしずみたり漁夫の影ながく砂丘に佇てり
　　”折にふれて”
睡蓮の花とざすタベ夫を子を逝かしめて老いし人思いいず
吉報をつたへて遺族送りだせば露やどす草生の輝やける見ゆ
ずぎゆきは夫々に虚しさゝやかな幸を頼みて心たらえり
生も死もかべ一重なり同じ運命歩み来て今を永らえし人
御魂ねむるこの地を花で埋ずめん供養の桜雨つきて植ゆ

－△　　－▽
　　－△　　－▽
　　－△　　－▽

援護課業務年誌

歴代課長

氏名	就任年月日	転退任年月日
国場瑞星	28. 4. 1	29. 8. 1
亀袋慶輔	29. 8.12	30.10. 1
来間奉邑	30.10.12	32. 6. 8
仲地仁正	32. 7. 1	

年月日	事項
26. 8.19	第一回政府主催全琉戦没者慰霊祭を琉大で行う。木村事務官参列。
26. 6	総理府南方連絡事務局が設置され、併せて那覇日本政府南方連絡事務所が同時に設置されるに至り、援護法施行準備が整った。
27.12	遺族連合会結成なる。
27.〃	援護係担当斉藤事務官赴任。
〃.〃	援護事務講習を市町村援護職員になす
28. 4	中共引揚者帰り、一人に付１，０００円、小人５００円の小遣銭及び配給主食代として大人８７９円、小人５６７円現金支給し三ケ月無料施療、被服支給、就職斡旋等の援護をなす。
〃.〃	恩給法施行
〃.〃	社会局に援護課を新設し、本土における世話課的業務を担当する課長以下十五人の職員配置（文官恩給を含む）。 庶務係　三人　　課長　国場瑞星 援護孫　六人 復員係　二人 恩給孫　三人 在外資産係　一人
28. 4.30	戦傷病者戦没者遺族等援護法を南西諸島に適用する場合の取扱いについて指針通達され各地区で事務取扱講習開催
28. 6	外地引揚者世話のため、舞鶴引揚援護局に二十九年二月まで玉城金雄主事派遣。
28. 7	遺族年金及び弔慰金請求書受付開始。
〃. 8	留守援護法施行。 第二回政府主催戦没者慰霊祭に日本遺族会理事佐藤信参列。
〃	第一回遺族年金弔慰金裁定通知書、障害年金証書の交付式を田辺次長列席のもとに主席室において行う。
〃.10	第一回靖国神社参拝団、秋季例大祭へ参列のため出発。
〃.12	厚生省松木事務官恩給及び復員事務指導のため来島。
〃.11. 7	第三回全琉戦没者慰霊挙行に当り、南連石井局長、衆議院代表逢沢寛氏、参議院代表常岡一郎氏参列。 日本政府から事務委託費としてて１，０９２，３００円（Ｂ）を交付され、嘱託職員十八人を増員する。
〃. 2	復員援護等事務研修のため、東京及び佐世保に我喜屋主事、浜元主事補派遣
〃. 4	遺族連合会、傷痍軍人会等の協力団体に補助金交付。 この年、靖国神社参拝団、春季例大祭参列のため、政府補助で参拝団派遣す。 引卒者松山朝要。
〃. 7	留守援護法沖縄に適用。
〃. 8	国場課長労働局那覇職業安定所長に転任す。
〃.〃	島袋慶輔氏課長に赴任。
〃. 9	知念艮秀外六名療養給付初回認可